白老町介護保険福祉用具購入 Q&A

(令和4年2月版)

No.	項目	質問	回答
1	入浴補助用具	「温浴シャワーベンチHPフィ	本製品はシャワーチェアー機能と温浴ユニットによる温浴シャワー機能があ
	(シャワーチェアー)	ット」について、介護保険福祉	る。
		用具購入の該当となるか確認	本製品はそれぞれの機能を区分できることから、シャワーチェアーは該当する
		したい。	が、温浴シャワー機能は特定福祉用具の種目にないことから該当しないため、法
			に基づく保険給付の対象外として取り扱う。
2	入浴補助用具	浴室内すのこ購入で、市販の	可能とする。
	(浴室内すの	ものではサイズが合わないた	支給申請時に製品の写真と見積書が必要です(写真については、既製品を少し加
	こ)	め、業者に作ってもらうこと(オ	工した程度なら既製品のカタログでも可能とする)。
		ーダーメイド)は可能か。また、	また、作成業者は事業所認定を受けていなくても構わないが、必ず販売は認定業
		オーダーメイド製品購入時の	者が行い、領収書及び申請書には当該認定事業所のものとする。
		注意点は何かあるか。	
3	入浴補助用具	1年前に購入したシャワーチ	破損又は身体状況の変化による理由ではないため、給付対象とならないため全
	(同一種目の再	ェアー。スポンジ部分の劣化が	額自己負担となる。汚損による同一種目の購入は認めていない。
	購入)	あり、部分交換したい。これらに	今回のようなケースでは、部分交換したとしても、このような使用状況であれば、
		かかる費用のみ保険給付の対象	1年後に同様の劣化による部分交換の必要が生じることが予測される。そのため、
		になるか。	保険給付の対象とはしがたい。
		温泉付き住宅で、温泉かけ流し。	
		その都度洗浄するよう本人へ助	
		言しているが、実施していない	
		ため乾燥せずカビた部分が劣化	
		した。	

	Γ.		
4	ケアマネ無し	福祉用具購入について、ケア	ケアマネがいない場合の購入に当たっては、販売業者の福祉用具相談員が理由
	の購入	マネージャーが付いていない	欄に理由と相談員の署名若しくは押印をもって確認したこととする。
		方の福祉用具購入について、身	
		内の福祉職(ケアマネ資格有、	
		勤務なし)で申請手続きをして	
		もいいか	
5	部分購入費	介護保険の適用となる特定	福祉用具を構成する部品については、福祉用具購入費の対象となる福祉用具で
		福祉用具の部品を交換した場	 あって、製品の構造上、部品交換がなされることが前提となっている部分につい
		合の部品購入費は福祉用具購	て、市町村が部品を交換することを必要と認めた場合には、介護保険の給付対象
		入費の対象となるか。	となる。
		, (54.37.32.12 61.31.0	
6	部分購入費	福祉用具の購入について、故	予備の部品を購入するのは必要性がないため、支給対象外とする。
		障した場合等のメンテナンス	
		の必要から予備の部品を購入	
		した場合は支給対象となるか。	
7	 同一種目の購入	 入浴用のいすにおいて、体格	
′		的に1つでは不安定という身	外である。
		体状況がある場合、2つ同時に	
		購入することはできるか。	
8	 同一種目の購入	転居により住環境が変わり、	転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用
	(転居)	製品により仕環境が受わり、 今まで使っていた福祉用具で	転占等の店住環境の変化に住い、用具のサイスで文庫が主じ、その用具を使用 できなくなった場合においては、同一種目を再度購入することは可能である。
	(ΨΔ <i>I</i> 凸 <i>J</i>		
		は対応できなくなった。同一種	これは、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用できなくなった場合に限
		目を再度購入することは可能	定するものであり、「転居」=「同一種目の再購入可」ではないため、転居等の前
		か。	に購入した福祉用具が使用できるような居住環境では認められません。

10	同一種目の購入 における例外	既に購入した福祉用具の破損(一部破損を含む)を理由と	①必ず購入前に被保険者の身体状況や居住環境等を明確にしたうえで、 <u>破損した</u> ことがわかる写真を撮ります。
	(破損)	する場合の同一種目の 再購入 について、どのような手順を踏むべきか。	生にいる事具で振りより。 特定福祉用具の再購入についての確認書(部分交換が可能かどうかを問い合わせた内容や結果を明記する)・写真を添付し、保険者へ相談する。 ※本町において、同一種目の再購入についての必要性や妥当性等を判断します。 ②部分交換が可能かどうかを購入業者やメーカー等に確認をする。 ※部分交換が可能な場合は、部品交換が優先となり、部品代のみが支給対象となり、取り寄せるための送料や取り替えに係る人件費は対象とならない。 ③上記の①と②を行った上で、部品交換が不可能な場合(部品そのものが生産終了等で入手できない場合を含む)は、破損としての同一種目の再購入を認めます。
11	同一種目の購入 における例外 (破損)	既に購入した福祉用具の破損し、部品交換を伴わない修理を行った場合は、支給対象となるか。	本町において部品交換を伴わない修理を行う場合は、介護保険の支給対象とはならず、全額自己負担となります。介護保険における福祉用具購入費の支給対象は、福祉用具そのものの費用(破損の場合は部品代のみ)であり、この場合は購入費の対象範囲を逸脱しているため、対象外です。
12	同一種目の購入 における例外 (破損)	福祉用具を故意に壊した場合、同一種目の福祉用具を再度 購入することは可能か	「福祉用具の破損」とは、通常利用によるものであり、故意に壊した場合や雑な取扱による汚損等は、同一種目の購入対象外となります。
13	同一種目の購入 における例外 (介護の必要の 程度)	同一種目の購入として、「要介護者等の介護の必要の程度が著しく高くなった場合等」とあるが「等」とは具体的にどういう場合を指すのか。	①保険者の介護の必要の程度に著しい変化はないが、利用者の身体状況や介護状況の変化に伴い、用具の性能や形状で支障が生じた場合で、日常生活の自立支援に適さなくなった場合。 (例)以前背もたれと手すりのついていないシャワーチェアを購入した。購入時から身体状況が変化し、現在の身体状況ではこのシャワーチェアでは、座位の保持や立ち上がりが難しく、転倒の危険がある場合。

			 ②転居等の居住環境の変化に伴い、用具のサイズで支障が生じ、その用具を使用
			できなくなった場合。
			くらなくなった場合。 (例)転居先のアパートの風呂場が狭く、以前購入したシャワーチェアーを置く
4.4	n++ > +m -+	^=## ~ A !D !B !## -> D !!	ことができなくなった場合。
14	購入理由	介護者の負担軽減を主目的	介護者の負担軽減を主目的とする購入は介護保険法の趣旨からした付加であ
		とした特定福祉用具の購入は	る。本人の有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことが目的とされなけれ
		可能か。	ばならない。その上で介護者の負担が軽減されるものについては問題ない。
15	同一種目の購	介護度が重くなり、現在使っ	身体状況に変化があり、介護度が低くなった場合の同一種目の購入は認めてい
	入における例	ている福祉用具では身体状況	ない。
	外(介護の必要	に合わなくなった場合に同一	
	の程度)	種目の再購入は可能か。	
16	福祉用具購入	①令和n年度に福祉用具の引	介護保険法第 44 条においては、福祉用具を購入した時、すなわち代金を完済
	費の支給	渡しを受け、令和n+1 年度に	した時に保険給付の請求権が発生し、当該購入した日(代金を完済した日:実務的
		代金を支払い保険給付を請求	には領収書記載の日付)の属する年度において支給限度額管理することとされて
		したケース	いる。
		②令和η年度に福祉用具の引	したがって、ケース①は令和n+1年度において、ケース②は令和n年度において、
		渡しを受け代金も支払ったが、	それぞれ限度額管理が行われる。
		保険給付の請求は令和 n +1 年	※なお、ケース②における保険給付は、会計支出上は令和n+1 年度のも
		度に行ったケース 等が考えら	のとなる。
		れるが、限度額管理はいずれの	※保険給付の請求権の消滅時効については、保険給付の請求権の発生時(代金
		年度において行われるか。	を完済した日)の翌日を起算日とする。
17		テクノエイド協会の認可の	原則、支給対象として認めません。本町では、福祉用具の購入にふさわしいもの
' /			
		無い福祉用具について、支給対象による部分	であるかどうかの判断を公益財団法人テクノエイド協会の判断に準じています。
		象として認める品目はあるか。	

18	支給限度基準	福祉用具購入費の支給限度	10万円を超える部分については、利用者(被保険者)の自己負担となります。
	額	基準額は、同一年度で 10万円	(例)自己負担割合1割負担の被保険者が153,000円(税込)の製品
		を超える場合はどうなるか。	を購入した場合。
			【介護保険給付額】
			100,000 円×0.9=90,000 円
			【自己負担額】
			10,000円(介護保険自己負担割合分)+53,000円(10万円を超える分)=
			63,000円
19	支給限度基準	前年度に福祉用具を納品し、	代金を完済した時に保険給付の請求権が発生する。したがって、この場合、購入
	 額管理	今年度に代金を支払った場合	日(代金完済日)の属する年度である今年度の支給限度基準額管理となる。
		の支給限度基準額管理は、いず	
		れの年度か。	
20	受領委任払い	受領委任払い制度を利用す	本町は、町内業者及び本町被保険者へ頻回に販売をする町外業者については、
	制度	る予定だが、業者の登録は必要	受領委任払い制度について登録制ですが、町外業者による単発販売の場合は、償
		ですか。	還払いとなります。販売業者に事前に確認をして下さい。
21	給付額	通常、介護保険の特定福祉用	給付金は小数点未満切り捨てとなる。
		具購入に対する保険給付額は、	
		対象額の9~7割のいずれか	例)対象額が20,952 円で本人負担が2割の場合
		となると思いますが、小数点末	20,952 円×80%=16761.6 (支給額 16,761 円)
		満切り捨てかそれとも切り上	
		げか。	
		-	
	l		

00	W # 14 0 TE 15		
22	消費税の取扱	消費税額の計算において、	1 円未満を切り上げ、切り捨て及び四捨五入のどれかを採用するかは事業者の
	61	10 円未満を切り捨てすること	任意であるが、10円未満を切り捨て等することは認められない。
		は認められるのか。	
			例)販売代金 96,295 円の場合
			消費税 10%:9,629 円または 9,630 円(認められる)
			消費税 10%:9,620 円(認められない)
23	複数品目購入	特定福祉用具を複数品目購	個々の品目ごとに計算する。購入品目を合算して計算するわけでないので注意
	時の給付額	入した場合、給付額や自己負担	すること。
		額の計算は合算して計算する	 例) 浴槽用手すり 20,346 円、腰掛便座 72,629 円を1割負担で購入した場合
		のか、それとも個々の品目ごと	給付額: 20,346 円×90%=18,311 円 (1 円未満切り捨て)
		に計算するのか。	給付額: 72,623 円×90%=65,360 円(1 円未満切り捨て)
		C 11 94 9 0 0 0 7 13 %	給付額合計:18.311 円+65.360 円=83.671 円
			лого временто то,от гто тоо,ооо то — оо,от гто
24	 利用前の死亡	 在宅の被保険者が、福祉用具	代金を完済し、一度でも利用した場合は支給対象となるが、代金を完済しても
-'	19/19/09/09/0	購入後(購入時に代金の支払い	
		も済み)、一度も利用せずに入	負担となる。
		院し、そのまま死亡した場合は	只担ころる 。
		福祉用具購入費の請求は可能	
		か	
0.5	ハキルハカの	にまたしハかん カカル	
25	分割払い中の	販売店と分割払い等の契約	
	死亡	で特定福祉用具を購入し、完済	保険給付の請求はできない(支払日とは領収証の領収日をいう)。
		する前に本人が死亡したが、支	※あくまでも福祉用具の購入は代金の完済をもって成立するため、仮に生前中
		給申請できるか。	に一部支払いがあったとしても、介護保険の支給の対象とはしない。

26	介護保険施設 等入所の購入	介護保険施設(特養、老健、 介護医療院)に入所している場合に、福祉用具購入は支給対象 となるか。	介護保険の施設サービスを提供されている場合、福祉用具購入について介護報酬を算定することはできないため、支給対象外となる。
27	·	特定施設(軽費老人ホーム、有料老人ホーム)、グループホームでは福祉用具の購入は支給対象となるか。	
28	入院中の購入	退院後、自宅で特定福祉用具が必要となるため、入院中に購入することは可能か。また、支給申請はいつすべきか。	退院後の在宅生活に向けて、入院中に特定福祉用具を購入することは可能です。 ただし、支給申請は退院後、特定福祉用具の利用後となるため、入院中に福祉用具 を購入し、そのまま亡くなってしまうと全額自己負担となる。
29	外泊中及び一 時帰宅中の購 入	病院等に入院中に外泊や一時帰宅の許可が出たため、そのために福祉用具購入はできるか。	

30	新規認定申請 中の購入	新規認定申請中だが、すぐに でも福祉用具が必要な身体状	領収書の領収日が新規認定申請日以降の日付であれば、認定結果が確定次第、 申請書を提出することは可能である。
	T ∪ J .H. J / C		
		況の場合、支給対象となるか。	ただし、認定結果が非該当となった場合は、支給はできず全額自己負担となる
			ため、トラブルを避けるためにも必ず事前に利用者へ説明しておくこと。
31	自宅外での購	自分の住まいと長男宅を行	福祉用具は生活の本拠地でのみの給付対象となるため、2か所での支給は認め
	入	き来しているが、両方の家でシ	られない。
		ャワーチェアーを購入できる	
		か	
		2	
00		Λ=#/□βολιο\\##### ΕΙΟ #Λ -	
32	給付制限期間	介護保険料滞納により、給付	
	中の福祉用具	制限期間中であるが、特定福祉	で利用できるところであるが、給付額減額の給付制限期間中には3~4割の自己
	購入	用具を購入することはできる	負担となる。
		か	
33	2号被保険者	40 歳以上 65 歳未満で介護	1号被保険者同様に、介護保険の福祉用具購入を行うことは可能です。福祉用
	の福祉用具購	保険が規定する特定疾病があ	 具購入に係る手続きや支給限度額(10万円)は1号被保険者同様となります。
	入	り、2号被保険者として認定を	
		受けている場合に、介護保険の	
		福祉用具購入はできますか。	
34	生活保護受給	年齢が 65 歳以上で、生活保	通常どおり介護保険 G に支給申請を行って下さい。同時に支給申請必要書類の
	者の福祉用具	護を受給している方の介護保	コピーを振興局保護第一係へ提出し、自己負担分を請求して下さい。
	購入	険特定福祉用具購入の手続き	なお、見積書は2者から取るようにしてください。
		はどのように行うのか。	
		10,230,51213 50,70	

用具購
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
İ
ļ
扱いと
を確認
, C UEDIN
フエナ
て下さ
ļ
ļ
去